

お任せください

農地を活用したい方



農地（田や畑）を活用して…

住宅や**駐車場**にしたい！

農地を**売りたい**・**貸したい**！

太陽光パネルを設置したい！

資材置場にしたい！

工場を建てたい！**お店**を出したい！



などには **農地転用の許可** が必要です

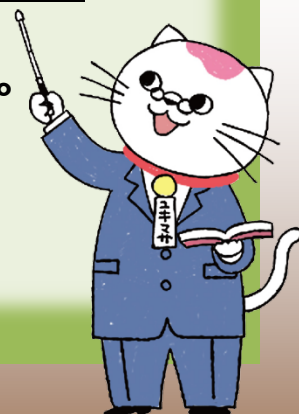
農地や採草放牧地は、食料を作るための大切な役割を担っています。一度つぶしたり汚染してしまうと、再び農地として活用するには、土壌の調整などに大変な年月と経費がかかります。

自分の農地であっても、勝手に売ったり、貸したり、農地以外のことに使用することは、できないことになっています。日本は、国土面積が小さく、食料自給率も低いため、農地は守られているのです。

農地転用許可を取得する際には、さまざまな法令による制限があり、別の許可も必要になる場合がありますので、**細心の注意が必要です**。

困ったときは、行政書士へお気軽にご相談ください。

行政書士は、国家資格者であり、
官公署へ提出する書類作成の**プロ**です。



宮城県行政書士会 -頼れる街の法律家-

日本行政書士会連合会 公認キャラクター ユキマサくん

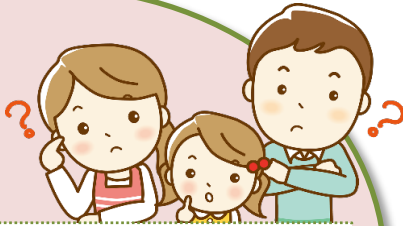
農地転用ひとくちメモ集

農地を転用するには農地法の許可が必要です

- **農地法第4条許可**…農地の所有者が自ら農地を転用する場合で、農地所有者が申請します。
- **農地法第5条許可**…農地を転用する際に所有権の移動などが伴う場合で、農地所有者と買主（借主）双方の連名で申請します。

申請前に確認することがたくさん！

- 農業振興地域の整備に関する法律 ● 国土利用計画法
- 環境影響評価法 ● 都市計画法 ● 墓地埋葬等に関する法律
- 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 普通河川等保全条例
- 土砂の適正処理に関する法律 ● 道路法 ● 建築基準法
- 森林法 ● 文化財保護法 ● 土壌汚染対策法 ● 自然公園法
- 都道府県・市町村の条例 ● 土地改良法
- 法定外公共物（里道・水路） など



相続などで農地を取得したら？

許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要です。取得したものの、自らが耕作できないときは、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができます。

場所によっては、農地転用許可が原則できない区域もあります。

地目が農地であれば、今は耕作していない土地も、手を加えれば農耕ができるようなときは、農地として扱われている可能性があります。

地目が農地でなくても、肥培管理されているときは農地とみなされることもあります。

許可を取らないとどうなるの？

3年以下の懲役または**300万円以下の罰金**

（法人は1億円以下の罰金）



許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。

農業をしない相手には、農地として売ったり貸したりできません。

農地に、脚の高い**太陽光パネル**を設置して、その下で作物を栽培することもできます。その場合も、**脚の土台部分**は、農地ではなくなるので、その分の転用許可が必要です。

- ※ 行政書士には**守秘義務**があり、これは法律で定められています。安心してご相談ください。
- ※ **行政書士でない者**が他人から依頼を受け、官公署に提出する書類、権利義務又は事実証明に関する書類を作成していかなる名目によるかを問わず報酬を得ること（他の法律に別段の定めがある場合等は除く）は、**法律で禁止**されています。

国家資格者である行政書士かどうかは、日本行政書士会連合会のホームページから確認できます。



お問い合わせ：宮城県行政書士会事務局

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡 4-5-22-4F

TEL:022-353-7213

宮城県行政書士会

検索